

第6回 生活衛生関係営業等衛生問題検討会	
平成24年3月16日	参考資料1

平成23年度
生活衛生関係営業等衛生問題検討会
第5回議事録

厚生労働省健康局生活衛生課

○鶴内課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成23年度第5回生活衛生関係営業等衛生問題検討会を開催させていただきます。

本日は、東京都の池田構成員と帝京大学の渡辺構成員及び全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の佐藤臨時構成員は、都合により欠席でございます。また、千葉市の本橋構成員の代理として、千葉市健康部生活衛生課の春名主幹に出席いただいております。日本大学の大井田構成員が遅れる旨の連絡が入ってございます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

クリップどめさせていただいております資料、上から、座席表、構成員名簿、意見聴取の方々の御氏名等、検討会会議次第。

続きまして、資料1として、「旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について（案）」。資料2として、規制緩和の要望説明資料。資料3として、簡易宿泊所営業の比較について。資料4として、「理容師、美容師養成施設の教科書に導入予定の内容」。資料5として、「ビル管理技術者、理容師、美容師試験の指定制度関係資料」。資料6として、「財団法人理容師美容師試験研修センター提出資料」。

続きまして、参考資料1として、第4回の検討会議事録。参考資料2として、「旅館業における規制緩和について」。参考資料3として、検討会の検討経緯等について。参考資料4として、まつ毛エクステンションに係ります平成20年の課長通知。参考資料5として、同じくまつ毛エクステンションに係る平成22年の課長通知。参考資料6として、「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会報告書」。参考資料7として、ビル管理教育センター概要。参考資料8として、理容師美容師試験研修センターの概要。参考資料9として、「建築物衛生法に基づく資格に関する検討事項」でございます。

また、別途、1枚紙で、第4回の検討会時の資料5より抜粋したまつ毛エクステンション協会連合会加盟協会名を記載しておりますものを用意してございます。

以上でございます。不足等がございましたら、事務局までお申しつけいただきますようお願いいたします。

本日の検討会は、公開で行われていますので、念のため申し添えます。

それでは、倉田座長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

○倉田座長 本日は、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。早速、議事に入らせていただきます。

本日は、「旅館業における規制緩和について」、「まつ毛エクステンションについて」、もう一つは、「ビル管理技術者、理容師、美容師試験の指定制度について」の議論をしたいと思います。

臨時構成員の皆さんは、議題の内容によって入れ替わります。これは前回と同じですが、よろしくお願ひします。

まず最初に、「旅館業における規制緩和について」事務局に説明をお願いします。

○新津課長補佐 それでは、事務局から説明をさせていただきます。

旅館業における規制緩和の関係でございます。旅館業の関係については、お手元資料の1、2を使用させていただきます。それから、いつもごらんいただいているのは、参考資料2が後ろについております。これをごらんいただければと思います。

参考資料2でいきますと、大きく、町家・古民家の関係、それから、もう一つは田舎暮らしの関係の2つに分かれますが、資料1については、このうちの町家・古民家についての規制緩和の関係でございます。前回までの検討会によりまして、この検討会においては、改正案としては御了解をいただきまして、この内容について、資料1にございますように、「旅館業法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(案)」で、本日、資料を用意させていただきました。この内容によりまして、町家・古民家については、旅館業法施行規則を改正して、全国展開をしていくことになりますけれども、お手元資料の2ページ目をごらんいただきますと、1枚後ろをごらんいただければと思います。全国展開をするに当たっての条件が1~5番までございます。その4番、5番については、括弧書きをしている部分については、省令ではなく、通知によりまして詳細の解説を書かせていただくということでございます。それから、第3の「その他」の部分についても、省令ではなく、通知によりましてお示しさせていただくという内容でございます。今申し上げたことは、一番下の四角に注意書きとして書かせていただいておりますが、今後、法令の審査が行われますので、その法令の審査によりましては具体的な文言は修正される可能性がございますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、資料2をごらんいただきたいと思います。

資料2については、もう一つの課題の田舎暮らし小規模民宿開業の関係でございます。資料2については、前回、兵庫県から、提案者からのヒアリングを実施したところですけれども、その中で幾つか質問点が出ておりました。その質問点を、実際の提案者からペーパーによって提出いただいたものがこの資料になります。

1点目としては、「特区申請地区の現状について」で、篠山市、丹波市の高齢化率、それから、人口減少の推移でございます。減り続ける人口ということで、平成17年以降、年平均1,000人の人口が減少しております。②として「進む少子高齢化」ですが、65歳以上の人口が増加する一方20歳未満人口が大幅に減少しております。具体的な数字は、(表1)、(表2)を後ほどごらんいただければと思います。

1ページの一番下の(2)として「兵庫県における農家の定義」でございまして、この検討会の場でも、農業における定義といったものが質問としてございました。農業の定義としては、「経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯、または経営耕地面積がこの基準に達しないか、全くないものでも過去1年間における農産物販売が15万円以上あった世帯の、世帯主または住居及び生計を一にする親族」で定義をされております。

続いて、2ページ目をごらんいただければと思います。

(3)として、「伝統工芸製造者の数」という御質問がございまして、特区申請地区における伝統工芸製造者は、ごらんいただいているとおりです。

それから、「2. 規制緩和要望について」の（1）として、要望内容は面積要件の適用除外なのか、それとも、面積33m²とございますが、その面積の引き下げかということですが、これは、あくまでも33m²を適用除外をしてほしいということが要望の趣旨でございます。

それから、「(2) 延べ床面積で対応できない問題点」です。御回答いただいているのは、旅館業法の規定で定める簡易宿所とするためには、設備整備基準（旅館業法で定めている基準）を守るのは当然ですが、建築基準法に適合する施設改修を行い、用途変更の手続きをする必要が生じる。それから、消防法に規定する消防設備の設置も必要となります。

そういう中で、申請しております伝統工芸者については、旅館を本業とするわけではありませんので、伝統工芸の価値を純粋に評価して、陶芸をしたいという者に宿泊の場を提供することです。宿泊施設として改修することになりますと、多額の投資を必要とするもので、基本的に現状用途のまま対応できないかということが問題点としてあります。これが適用除外になれば、多額の初期投資が不要となることが、この回答の中には書かれているところでございます。

(3) として、「規制緩和要望地域における対象家屋の軒数及び規制緩和を必要とする軒数」です。このページの（3）ですけれども、丹波焼の窯元が60。このうちの15の窯元で陶芸教室が開かれているという状況です。この地域の既存の交通がバスのみで、都市部の自家用車を持ってない方がここを訪れて、ゆっくりと陶芸をしたいという相談をよく受けます。ただ、そういう相談を受けても、対応ができないことが現状としてあります。

その中ほどに「なお、」という部分がありますが、60の窯元のうち16の窯元は農業者ではない方が行っているというのが、この地域の数でございます。

続いて、3ページをごらんいただきたいと思います。

(4) の上の2行ほどです。伝統工芸製造に携わる者がその家屋において、有料で宿泊させる陶芸体験と創作活動をさせようとする場合の規制緩和を求めることがあります。

(4) として「規制緩和を要望する理由」に書かれていますが、この中では、大きく2点書かれております。中ほどに「回の要望のうち1つは、」とございます。特区内の過疎化、高齢化が進む小集落において伝統工芸品の生産活動を行うことで地域の伝統文化を継承し、地域の特性を生かした農村の生活、文化を維持している伝統工芸製造者が、農村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に相当する行為を提供する場合に、この規制の除外を要望するというのが1点。これによりまして、伝統工芸製造者の副業が可能となることで、伝統工芸の継承に寄与できることが1点目でございます。

2点目としては、この管内においては、少子高齢化に伴い、地域内において空き家が増加していることです。空き家を地域資源として活用することで、今後を見据えた地域定住の対策を推進することが重要課題ということで記載されてございます。

「その他」については、統計的な資料が4～5ページについてございますので、後ほどごらんいただければと思います。

続いて、資料3については、「旅館業法に係る簡易宿所営業の比較について（未定稿）」

で、兵庫県からいただきました資料と現在あります規制について少し比較をしてみたものがこの表になります。類型として、「簡易宿所一般」、それから、右には、「季節的営業」、「交通不便」、「農林漁業体験」。「季節的営業」から「農林漁業体験」までは、簡易宿所の33m²という面積が特例基準として適用除外になっている部分です。一番右の「田舎暮らし民宿」が、今回要望が出ている部分です。一番左の項目をごらんいただきますと、該当する要件として、それぞれ営業する特色を整理させていただいております。

それから、2番目の「旅館業法の適用」欄は、それぞれ旅館業法が適用されますので、業法そのもののすべてが適用「有り」と。その下段の「客室の延床面積の基準」として、一番左「簡易宿所一般」は33m²以上の基準が適用になります。「季節的営業」から「農林漁業体験」までは、その基準が特例基準として除外化されているという状況でございます。一番右の「田舎暮らし民宿」が、同様に、33m²以上という基準を適用除外してほしいという要望が上がっているところでございます。

「基準緩和の適用理由」をそれぞれごらんいただきますと、「季節的営業」は、特定の季節に限って営業しているということで、適用が除外されております。「交通不便、利用度が低い」では、理由としては、交通が不便であり、構造設備基準の確保が困難ということで、適用除外がされているものでございます。「農林漁業体験民宿」については、グリーンツーリズムで、これは都市と農村の交流を促進ということで、適用除外となっているものでございます。今回、要望があります「田舎暮らし民宿」については、他法令の各種規制の緩和につながるメリットが1つは考えられるのではないかと思っております。

それから、「公衆衛生の確保との関係」をごらんいただきますと、「季節営業」「交通不便」「農林漁業体験」、特色があるそれぞれの理由といいますか、適用が除外されているものがあるわけですけれども、今回の「田舎暮らし民宿」は、1点目は、「空き家の活用、伝統工芸の継承を趣旨としている」と。それから、ここに【疑問】として書かれている部分については、面積33m²を下回る施設の有無が不明だということ。空き家では全く防犯対策が確保できないおそれがある。それから、建築基準法等、他の法令への影響が懸念される。施設の範囲が特定できず、全国の旅館業に影響するおそれがあるのではないかといったところが挙げられるかと思います。

この資料では、それぞれ具体的な施設がどこにあるかをお示しさせていただいております。

○堀江生活衛生課長 追加的に、説明をさせていただきます。

今日は、今、担当者から説明がございましたように、旅館の関係、2点御審議をお願いしています。1つがいわゆる町家・古民家の関係、もう一つが田舎暮らし小規模民宿開業についての関係です。町家・古民家の方はもう何度も議論をいただきまして、ある意味結論的なものに近づけてきているところであります。前回が12月14日だったわけですから、その翌日12月15日に、内閣官房の構造改革特別区域推進本部の評価調査委員会の、更にその下の合同部会に呼ばれまして、ここでの検討会での検討状況などを報告させていただ

きました。先ほど、1枚追加資料を配付しましたけれども、これがこの検討会で、これでいいのではないかと言って結論だったわけでございまして、それに沿って説明したところ、一部、特区のときと比べて規制強化に見えるような、宿泊者相互間の面識を持たせることといった要件について、これぐらいのものは当然ではないか。非常によく検討をしてくださったような内容のコメントが多かったです。

それを踏まえて、今日の資料1というところ、省令改正と通知ですけれども、省令改正の内容を見ていただいてもわかりづらいので、むしろ、通知の内容だけをコンパクトにまとめて今日お出ししているところでございまして。資料1の特に裏を見ていただくと、今まで、「周囲おおむね100mの区域内に設置されていること」はもういいのではないか。「速やかに駆けつけることができる範囲」にしようということだったわけで、それは、5の(2)に「旅館営業施設が管理事務所等から速やかに駆けつけることができる範囲であること」が書いてあり、また、今回新たに、特区のときにはなかったルールとして、4の(4)に「①一棟丸ごと貸与する場合には、建物の鍵の管理を宿泊者の責任により実施すること。又は②宿泊者が複数組に及ぶ場合には、宿泊者相互間の面識を持たせること」というように、この通知(案)の中にそういう内容を入れ込んでいるところでございまして。12月14日に書いたものを極力正確に表現しようとしているのが、この資料1でございます。

ある意味、報告に近いわけでございまして。今日これをお見せさせていただいて、2月15日には、先ほどの内閣官房の会議にもう一回呼ばれまして、厚生労働省の検討の取組などを、これでいいということになると思いますけれども、評価を受けますので、更に、こういう検討が進んでいることも含めて報告し、かつ評価を受けてこようと考えてございます。長らく御審議いただきまして、ありがとうございました。

それから、資料2、3の関係は、兵庫県の丹波、篠山で要望が出されている特区要望「田舎暮らし民宿」ですが、11月か何かにヒアリングをしたときに、もう少し具体的に、33m²以下で実施しようとするミニ簡易宿舎などというのは考えられるのかどうかという辺りが議論になって、もう一步具体的な答えがなかったものですので、今日、追加説明の資料をとりあえず送ってもらったという状況にございまして。これも、できれば23年度中に結論を出す必要がありますので、3月の会議でもまた議論をいただくとして、今日はこちらの方を少し見ていただけたらと思っていまして。資料2で、出されてきた資料を担当者から説明させましたけれども、規制緩和要望の(2)にもあるのですが、どちらかというと、33m²以下の施設が、こういう施設があって、この類型のものも旅館として営業したいのでお願いしますということより、建築基準法とか消防法の規制にかかるない類型の簡易宿舎を営業したいという要望が主にあるような気がいたします。要は、前回まで疑問に思っていましたのは、農村部とか言って、33m²も確保できないような旅館はあるのだろうかというような発想でずっと議論をしてきたわけですけれども、むしろ、営業する範囲を33m²よりも少ないものに狭めれば、そこは旅館に対する規制であるところの建築基準法とか消防

法とかのものにかからないものとして、開業しやすくなるので、それを認めてほしいというのがこの内容なのかなというふうに、この資料を見て受けとめさせていただいています。それを資料3の一番右に整理させていただいて、未定稿という形で、当事者の方も、そうではないということであれば、また、修正することはやぶさかではないのですが、「基準緩和の適用理由」で、「他法令の各種規制の緩和につながるメリットが考えられる」がある一方で、その2つ下に「空き家の活用、伝統工芸の継承を趣旨とする」趣旨はいいのですけれども、【疑問】と書きましたが、懸念かもしれません、そもそも33m²を下回る施設があるのだろうか。そういう具体を持っている施設があるのだろうかということは、これまで言われてきた話があるのと。ただ、向こうの答えにしてみれば、33m²以上の建物があったとしても、33m²未満で営業すれば、ほかの規制がかからないことも含めて、そういう類型にしようとしているのかなということだとすると、特に、ここは空き家でもありますので、防犯対策等が確保できないおそれがあるのではないかとか、他法令の設置趣旨への影響が懸念されるのではないかということがございまして。また、ほかの法令の規制を回避したいがための類型ですということになっていくと、では、ほかの地域もそういうのを認めてもらえるならば、それはお願いしたいというところが、また、いろいろ出てくるのではないか。要は、この地域ならではの特別な理由が本当はあるのだろうか。あるいは、そういうふうにした場合の防犯なり、防災（いろいろな広い意味での防災）なりの手立てが余り設けられずにできてきていいのだろうかというのが率直なところ、私の今疑問に思っているところでございまして。今日御議論いただいて、更に、向こうに照会すべきがあれば、また、照会させてもらって、3月16日にもう一回衛生問題検討会をお願いするようになりますので、そのときまでに回答をもらおうかと思っています。

以上です。

○倉田座長 ありがとうございました。

今たっぷり説明がありましたが、何か御質問あるいは御意見がありましたら、どうぞ。

整理はされましたか、課長、迷いつつ話していたのかなと思うところがありますが、私も非常に迷うようなところがいっぱいあります。

というのは、これは、世界では、みんな個人責任だというようなところが全部、そういうふうにルールができて、ルールがあったら、ではと、日本人が求めるのは絶対安全ということかなと。でも、こういうふうにしていくと、絶対安全はあり得ないし、あと、個人責任だというのが世界のルールですね。その辺のところをきちんとどこかにうたってないとと思いますが、一見、ルール、規制を外しておいて、結構いろいろ言い出すとがんじがらめというようなところがなきにしもあらず。そういう場合には、ルールをなくして、どうぞ個人の責任でというのはできないのが日本人の悪い特徴ですね。そういうことも考えながら、どうですか。御意見をいただければと思うのです。

これは、一方的にユーザー側にいいようにと、あるいは、それを担当する側の方にありますか、これをやればやるほど、いわゆる安全性の問題とか、セキュリティの問題とか、

全部外れていますね。それが運用できちんとしたことができるかできないか、その辺はどうなのですかね。前にも私は発言しましたけれども、世界どんな国へ行っても、ほかの人の家、個人の知り合いは別として、それ以外のこういうような形で不特定多数の人が泊まるところは、必ずＩＤを求められます。どんなところでも、必ず夜になると、そこに警官が来て、だれが泊まっているか全部チェックされています。これが世界先進国の基本的ルールです。これは多分そういうことから外れた話だと思うのですが、それをやると、何か起こったときに、だれがこういう規則をつくったのかあるいははばしたのか？と。厚生労働省に必ずはね返ってくる。その辺のところは何か考慮をされていますか。消防庁あるいは警察庁とかそういうところを含めまして、どうなんでしょう。

○堀江生活衛生課長 今の時点で言うと、私どもの懸念にとどまっていますので、今のはもし御示唆だとすれば、関係省庁に投げてみるのも1つかと思います。

○倉田座長 ほかにどのような問題が、旅館あるいはホテル、あるいはそういうような簡易宿泊のところで起きたかということは、もう数限りなくあると思うのですね。新聞を見たらよくわかります。そういうときに、このような格好で厚生労働省の判断をするといいかかもしれませんけれども、実際のトラブルが起きるときは、厚生労働省の問題で起きるのではなく、多分、衛生問題は余りトラブルが起きないと思います。それ以外の安全性という問題で何か起きることはあり得るのではないか。そういう今までの法律、旅館営業か何か知らないけれども、そういうものでは、警察や消防は、さっきおっしゃっていたように、いろいろなルールがあるわけですね。そういうものが結構外れてくるわけですね。そのときはどうするか。運営する人が、そこに不特定多数の人に対するチェックというガードをそのつもりで対応しないと何が起きるかわからない。この間も、既に十何人かあったようにですね。そういうようなことも含めて、今、返事も要りませんし、何も要りませんが、そういうことも考えて、どこかに裏と表があるので、表だけユーザー側に便利に、それを運営する側に便利にしても、そういうところに紛れ込む、悪い言葉で言うと犯罪者という問題に対するセキュリティの対応の仕方は背景としてあれば、私は構わないと思うのですが、そういうところなしになると、これはいろいろな問題が出てくる。国全体が何も関係ない状況ですから、その辺、私は、何もここに加えろと言うのではなく、そういう点は関係する所轄官庁とちゃんと話ををしておいてもらえばいいのではないかなど。

ほかに何か意見はありますか。

○堀江生活衛生課長 今日の1個目の町家・古民家についても、その帳場を簡素化するという話で、それはそれで、こちらの会に警察庁の方に来ていただいて、一般的には、防犯上の問題からも懸念がありますというような内容があって、しかし、その懸念を払うために、どういう仕掛けをつくっていったらば、今の旅館の一般的な規制、あるいは帳場を設けてある旅館との差が出ないようになるかということで、このロジックですけれども、町家・古民家については、1棟丸ごと貸すというふうにして、かつ、営業者さんは負担になるとか言ったけれども、ビデオはきちんと置いていただいて、それに合わせて、複数組に

及ぶ場合には、宿泊者相互間の面識を持たせるといういろいろな担保を取って緩和をしようとしているところでありまして、警察の懸念も相当にクリアーできるのだろうと思います。しかし、今回のものでいくと、実は旅館業法の規制を逃れることより、ほかの規制を逃れるところにうまみを見ているようにも思いますので、今、座長から御示唆がありましたように、ちょっと聞いてみます。

○倉田座長 私はどういうふうにしようと、楽にしようと、複雑にしようと、それははつきり言ってどちらでもいいのです。ユーザーとしても、そういうがっちりしたものがいいと言うユーザーもいるわけだし、不特定多数の人が出入りするところには、常にリスクがあるのだけはね。日本社会では、個人の責任であっても、何か起きると、うわーっとテレビが飛びつく、新聞が飛びつく、そういうことにならないように、あらかじめいろいろのことに関しては、これはここに書いてなくとも、運用のところで、宿泊を提供する人が当然きちんとやるべきことですが、どうも、世界がどう動いているかというのを余り知らない人が多い。それが困る。それと、ヨーロッパなどは、物すごいセキュリティが高い。比較にならないです。日本などは全然及ばないです。だから、日本はそういうことをしていないと、犯罪はいつまでたっても消えないということがあるので、起こった後で大騒ぎしてお金を使うよりは、事前に、IDカードを求めるのは何でもないことだし、そういうことをちゃんと裏付けをとっていかないと、安易にすればするほど、そういう問題が必ず出てくるということが背景にあろうかと思います。

何か御意見がありましたら。

よろしいですか。

では、もししなければ、一応必要な事項を提案し、更に必要ならば聞くということで、いろいろなものを整理していただいて、次回、もし、できれば3月に、田舎暮らし小規模民宿の規制緩和要望についての本検討会としての意見を、今日いろいろお話しいただいていますが、もし、御意見が更にあれば、数日以内に文書で担当課に出していただいて、それで、まとめを3月16日に、できれば、そこに出したいと。協力をお願いします。

それで、もし何もなければ、次に行きますが、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○倉田座長 それでは、旅館業の関係者の方は、どうもありがとうございました。

○小宮山臨時構成員 ありがとうございました。よろしくお願ひします。

○倉田座長 続きまして、先日議論になりましたまつ毛エクステンションについて、本日は、関係者からお話を伺うことになっておりますので、事務局から、出席者の紹介をお願いします。

○鶏内課長補佐 それでは、出席者の御紹介をさせていただきます。

はじめに、臨時構成員の交代がありましたので、御紹介いたします。

大阪府美容生活衛生同業組合の辻臨時構成員に代わりまして、東京都美容生活衛生同業組合の枝折構成員でございます。

○枝折臨時構成員 よろしくお願ひいたします。

○鶴内課長補佐 また、三浦臨時構成員に関しましては、遅れて来る旨の連絡がございます。

次に、オブザーバーとして、消費者庁消費者政策課黒田課長でございます。

意見聴取といたしまして、日本ウイングエクステンション協会副会長の雛元様に御出席をいただいております。

それでは、倉田座長よろしくお願ひいたします。

○倉田座長 それでは、まつ毛エクステンションの議題に入ります。

日本ウイングエクステンション協会副会長の雛元さんに説明をお願いします。

○雛元氏 どうも初めまして、日本ウイングエクステンション協会の雛元と申します。

最初に、当協会の活動概要、その他を御説明させていただきます。

当協会ことNPO法人日本ウイングエクステンション協会は、12年前から指導・教育をしております。母体でありますASHIYAアカデミーの卒業生のアフターフォローとして設立をいたしました。4年前までの約8年間は、本当に多くの美容関係のお仕事をしたい人のために、また、その後の4年間は、美容師または美容専門学校に入学する条件の方に指導・教育をいたしてまいりました。

ASHIYAアカデミーにおいて、まつ毛1本に1本をつけ、すごく自然に見えるようなつけ方とし、指導・教育をこの12年間に3,086名の卒業生と、他校で学び、当協会のレベルチェックセミナーを受講された約293名の方から成る合計3,379名が現在の会員数となっています。そのうち、美容師の方は378名、美容専門学生は631名となっています。

協会の活動方針ですが、厚労省の通知を謙虚に受けとめ、それを実行する。まつ毛エクステンションは、美容所で美容師が進める。そのために、まず美容師資格を取得することを前提にする。同時に、まつ毛エクステの技術、知識、衛生管理を徹底する。ウイングエクステンションを正しく理解していくための各種セミナー、ウイングエクステンションレベルチェックテストの実施等の活動を行い、当協会はあくまで会員様のバックアップを主の目的として活動し、営利目的ではなく、各種セミナー、検定費、保険等が実費のみを徴収している、そういう形の活動をさせていただいております。

○倉田座長 そこまでですか。

○雛元氏 はい。

○倉田座長 資料は、この1枚だけですか。

○堀江生活衛生課長 資料4は、まつ毛エクステンションの関係ですけれども、日本ウイングエクステンション協会のものではございません。

○倉田座長 わかりました。

ただいまの説明に関して、何か御質問・御意見はございますか。

○堀江生活衛生課長 少し整理させていただきたいと思います。

今お話しした中で、厚生労働省の通知に従いというお話があったのですけれども、

3,379人の方が卒業生になられて、そのうちの美容師の方が378人ですとお話があったと思うのですけれども、教えはするけれども、まつ毛エクステンションをする方は美容師であるように指導をされているという意味でしょうか。3,000人以上いて、持っている方は378人ということだったものですから、その後に、厚生労働省の通知に従いという話をされた部分との関係が、もうちょっとわかりにくかったので、説明いただけたらと思います。

○雛元氏 実際に、3,086名の中に美容師の方もおられるのですけれども、当協会の基本的な方針は、美容所で美容師が施術するとの厚生労働省の通達を厳守しておりますので、4年以降、それからは、常に、美容師資格を取るように、美容所登録及び美容師免許証の取得を指導して、美容師資格のない会員には、美容専門学校の通信教育を強く進めております。

○倉田座長 よろしいですか。

何か質問はございますか。

○秋山構成員 そうすると、今、3,400名ぐらいの会員の方で、協会が指導をしている通信教育を受けて、美容師の資格を取るように努力されている方は、今どのくらいいるのですか。

○雛元氏 美容専門学生として、約630名という形で、今、指導といいますか、推奨をしています。これが、現在630名になっていますけれども、今、どんどん会員さんといいますか、生徒数は、数多くの専門美容学校と連絡をとって活動をしておりますので、随時、増えています。

○倉田座長 よろしいですか。

○秋山構成員 はい。

○鈴木臨時構成員 私、東北の仙台から来ているのですけれども、東北の23校ある理美容学校では、どこの学校も、このような技術をしている学校はありません。どこの学校さんがそういうのを取り入れて実際にやっているのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○雛元氏 まず1つは、まつ毛エクステと美容師のカリキュラムといいますか、実際に中身は違うのですけれども、ただ、まつ毛エクステをする際に、今、美容師資格が要りますので、専門店がやることは、こちらの方が教育とか指導はしているのですけれども、美容師免許を取っていただくために、今、各種資格を取るために、勉強をしていただくために、専門学校の方に、もしくは通信の方に今行っていたいている状態です。ですから、美容師学校でまつ毛エクステを教えているとか、そういうことではありません。

○鈴木臨時構成員 そうすると、美容学校がこういう技術をカリキュラムの中に入れてやっている学校はないということですね。

○雛元氏 一部そういうのも増えつつあるみたいです。

○鈴木臨時構成員 この間も、増えつつあるとか、そういう方向で行っているというお話もありました。それから、私どもの学校に、まつ毛エクステをやろうとしたけれども、美

容師の免許がないとダメだということで、その資格を取りたいということで、見学とか説明会にはいらっしゃるのですけれども、現実問題、2年間の中で2,010時間の勉強をしなければ美容師の資格が取れないと聞くと、そんな犠牲を払ってまで、美容師になるのはいいですと言って、入学には至らないのですね。でも、現実、そういう人たちが、また、そういうエクステをやっていることは事実ですけれども、その辺の指導と、現実、そういう資格をちゃんと取っていることが余りつながっていないような気もするのですけれども、いかがでしょうか。

○雛元氏 実際おっしゃるとおりですけれども、ただ、今は、まつ毛エクステを既に開業なさっている方とかオーナーさんとかもおられるのですけれども、それをするには、どうしても美容師の資格が必要になっております。確かに、まつ毛エクステの施術する内容が、美容師の場合は髪もありますので、異なりはするのですけれども、そこは、皆さん努力をなさって、実際、サロンを経営して、いろいろ生徒さんもおられて、そういう方がたくさんおられますので、そういう専門的な美容師の方は美容師の勉強をなさって、また、こちらの教育も受けて、今はそういうふうに努力をされている方が増えているのです。そうしないと、まつ毛エクステの施術もできないことがあります。中には、美容師の免許といいますか、合格されて、大変喜んでおられる方も実際生徒さんにはおられますので、視野も広がりますし、いろいろな知識も身につきますし、そういうことも今後生かしていきたいということで努力されている生徒さんが今はほとんどです。

○倉田座長 ほかに、質問はございますか。

○枝折臨時構成員 私は美容師で、東京でやっております。実際、美容学校も、九州で2校、東京で2校、通常の特別講習としても3校ぐらいやっていますので、これは私が約10年前ほど、美容師としてこれを勉強して、指導をしております。

以上です。

○倉田座長 ほかに何か。

○堀江生活衛生課長 3,300の会員がいらっしゃって、その中で、既に378名の方は美容師の免許をお持ちになっていて、そのまた更に631名の方は、現実に美容学校も行っていただけで、そのほかの約2,000名余りの方にも美容師の免許を取ってもらうように、会の方針として持っておみえになるということでおろしいのですね。

○雛元氏 そのとおりです。

○堀江生活衛生課長 そうすると、これは日本ウイングエクステンション協会の雛元さんのところの話と、前回の3名の方が御説明されたところは、そこまでの話は余りなかったのかなと思っていまして、少し特性があるというように理解しました。

○福下臨時構成員 私は、日本眼科医会から参加しております眼科医の福下と申します。雛元さんにちょっとお聞きしたいのです。

まず、その学校についての入学資格といいますか、それはどういうようなことで、どなたでも希望者は入れているのかとか、高卒以上とか、例えば、美容師学校に在籍中とか、

そういうようなものは何かあるのでしょうか。それがまず1点です。

○雛元氏 現在は、美容師の資格を持っておられるか、もしくは、美容師の専門学校に行かれている方。それに対して、ASHIYAアカデミーで、まつ毛エクステの指導・教育をさせていただいております。

○福下臨時構成員 そうすると、現在、そちらの方で教育を受けている方たちは、美容師または美容学校在籍中ということで理解してよろしいわけですね。

○雛元氏 そのとおりです。

○福下臨時構成員 その方々のカリキュラムの時間といいますか、それは大体何時間ぐらいをそちらの学校でとっていらっしゃいますか。

○雛元氏 大体時間で言いましたら100時間。内訳として、講習時間を18時間、自宅の課題として、筆記課題30時間、実技課題として50時間、これをさせていただいている。あくまでも、それは講習内での時間帯です。

○福下臨時構成員 美容学校のカリキュラムの時間を拝見したとき、約2,000時間ですね。ですから、それと比べると、非常に少ない。そちらで先日いらしたまつ毛エクステに参加された方から、テキストを拝見したのですけれども、テキストそのものはいろいろなことが書かれているのですけれども、今お聞きすると、それを100時間ではしきれないような内容ですけれども、修了については、どういうような基準で修了証を出されているのでしょうか。

○雛元氏 あくまで研修時間になるのですけれども、実際に施術するまでに、例えば、当協会推奨のモデルサロンでまつ毛エクステの専門店の「キャンディモア」で研修ですね。大体3か月から半年間、800時間以上、その研修を十分行って、個人差はありますけれども、実際、お客様の施術に入っていきますので、あくまで最低限のこちらで指導する時間ですけれども、あとは、個別、もしくは、800時間以上の研修を積んで初めてまつ毛の方に施術できるということになりますので、それなりに時間的にもとっているとは思っております。

○福下臨時構成員 ありがとうございました。

○倉田座長 ほかにいかがでしょうか。

○堀江生活衛生課長 雛元さんのところからお話を聞きして、今ある通知などの関係で言うと、適合させようという努力はなされているのだと思っているのですけれども、できましたら、今日お話しいただいたようなことを紙にまとめて、活動の方針とか、カリキュラムの関係とか、可能でしたら、大体、今日の検討会の関心事項とか、お感じいただいたところとか、お出しいただくことができたら、その方が助かるかなとは思います。

○長見構成員 是非、カリキュラムは出していただけたらと思います。

○雛元氏 ございますので、また、後日それを用意させていただいて、お出しするような形にさせていただきます。

○倉田座長 ほかに何かいいですか。

- 枝折臨時構成員 今の実習の場所は、実際にどちらでしょうか。それは1か所ですか。それとも、支店とかいろいろありますね。
- 雛元氏 ASHIYAアカデミー、その教育する方は、東京で2校、関西で2校、今4校あります。
- 枝折臨時構成員 それは、常時、人員は募集でしょうか。
- 雛元氏 常時、募集しております。
- 枝折臨時構成員 素人さんも関係なく募集していらっしゃるのでしょうか。
- 雛元氏 常時、一般の方も入っていただいている。
- 枝折臨時構成員 わかりました。
- 福下臨時構成員 さっき、美容師が在校生という話をされていたのですが、一般というのは、どういう意味でしょうか。
- 鈴木臨時構成員 入学している方は、美容師の資格を持っているか、美容学校に。
- 雛元氏 それは、あくまでもまつ毛エクステの技術を教えるところですので、例えば、その方が、また、そういう専門的なことをしたいのであれば、当然、美容師資格が要ることは説明をさせていただきますので、あくまでも、今申し上げたASHIYAアカデミーは、その技術を教えるところですから。
- 鈴木臨時構成員 それでもって営業するのではなくて、ただ、自分でつける勉強をするということですか。
- 雛元氏 入学条件が、美容師の方か専門学校の方になっています。申し訳ございません。
- 鈴木臨時構成員 一般の方は入れないということでよろしいのですか。
- 雛元氏 そのとおりです。お断りしています。申し訳ございません。
- 鈴木臨時構成員 今、カリキュラムを出していただきたいというお話がございましたけれども、その際、授業をする先生の資格といいますか、どういう先生がどうすることを教えているのかというのも一緒に出してもらうとありがたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
- 雛元氏 わかりました。
- 秋山構成員 協会の方にお尋ねではなく、鈴木臨時構成員にお尋ねします。
- 今、協会の方は、美容師の免許を持っている方が美容学校に行っている方を対象にしているというお答えだったのですが、そうなると、行く行くは、美容学校でも、このまつ毛エクステに関する時間を増やしていくかなくてはならないようになってくると思うのですけれども、現在の養成施設の枠内でそういうカリキュラムを入れるだけの余裕はあるのでしょうか。ちょっと教えてください。
- 鈴木臨時構成員 美容の技術は日々進化しておりますので、やはりその時代に合ったものを取り入れることは必要なことだと思います。そういう中で、どれぐらいの時間を入れたらいいのかというようなこともこれから検討していかなければならないとは思いますが、全国で、まつ毛エクステに対して大変消費者といいますか一般の方が興味を持っていらっしゃる

しゃることは事実なわけですから、そういうことも美容学校として、しっかりとした知識なり技術なりを教えることも必要になってくるのではないかと思います。ただ、美容学校では、その時間の中で必修、必ずこれはやらねばならないという授業と、それから、選択授業があります。そういう選択授業が600時間以上ありますので、各学校によっては、それはちょっと危険だからうちの学校では導入しないと言う学校もあれば、そういうのは基本知識としてしっかり学ばせて社会に出した方がいいと言う学校もありますので、選択肢はあると思いますけれども、教科書も日々新しいものに変えていっていますので、そういうことも当然検討して入っていくようになるのではないかとは思っております。

○堀江生活衛生課長 雛元さんのヒアリングは続けていただく前提で結構ですが、資料4をごらんいただきたいと思います。これが理美容教育センターからちょうどいしたもので、理容師、美容師養成施設の教科書、美容師の教科書は公定教科書一本でやっていました。勿論、各学校で補足資料はたくさん出していただいているのだと思いますけれども、その公定の教科書に、24年スタートの内容に、ここのまつ毛エクステンションのことを初めて盛り込むように、今進んでいるそうでございまして。選択科目として、その中身として、技術の技術理論とかいう辺りにちょっと近いところの内容として教科書に入れておくと、教育センターでは、今こういう方針になっているそうでございまして。これ（未定稿）と書いていますのは、新しい教科書ができ上がったわけではないので、今の時点でこういう内容ですということでございます。

○倉田座長 よろしいですか。

私がちょっと質問します。

3,379名会員がいらっしゃると。これで、この会員の中で、店舗は幾つあるのですか。全部でお店の数は。

○雛元氏 大体把握しているのが約1,000店舗ぐらいです。

○倉田座長 そうすると、美容師の方が378としますと、2.5店舗に1人ぐらいずつ平等に割り振られるとすれば、美容師の方がいらっしゃると、こういうことになりますか。これは、1,000店舗というと、1か所で3人とか4人とかそういうサイズですね。そうすると、1か所に1人ずつ割り振ったとしても、美容師の方の絶対数は、3分の1ぐらいしかいなうことになりますね。

もう一つお聞きしますが、今まで、消費者云々のところにいろいろトラブルが2007年まで出された分が幾つかございますけれども、この1,000店舗の中で、起こったいろいろなトラブル、目の充血だ、アレルギー反応だ、角膜が傷ついたとか、いろいろなことがあります、そういうトラブルはどういうふうにして問題解決をしているのかということと、その1,000店の中に、眼科の先生方の顧問がいるか、いないかとか、そういう点はどういうふうになっているのでしょうか。具体的に教えていただければと思います。

○雛元氏 実際、私が就任して2年目ですけれども、勿論、万が一の事故のために、会員の方にはそういった賠償責任みたいな保険も入ってはいただいているのですけれども、実

際に、そういったトラブルで御相談を受けたのが、施術後、ちょっと目が赤くなつて、そういう眼科医へ行かれたこともお聞きしたことはあります、これといったトラブルといったトラブルは、私はまだ経験していないこともあります、どうお答えしたらいいかわからぬのです。

顧問は、私どもではそこまでは把握しておりませんので、そのサロンの経営者の方がそういう顧問をつけておられるかどうかは、申し訳ございませんが、ちょっとそこは把握できておりません。

○福下臨時構成員 トラブルがないことはなく、医会の調査でもありますし、国民生活センターへの申出もあるので、その辺をよく把握していただきたいと思います。

衛生管理が非常に重要なエクステンションですけれども、その辺が、書いてある本を拝見したのですけれども、「そうである」とか、「そういうふうに思う」とかという、非常にあいまいなことでやっております。目のところは、まず、感染で言えば、ウイルス性の感染は非常に怖いものがありますし、また、乾かすのに、ドライヤーみたいなものをするというのが書いてありますと、今度は、目の乾燥の角膜炎の問題とかという、ごく普通にやっている過程においてトラブルが起きてもおかしくないようなものをやっているので、それだけのことがきちんと教育されているかどうか。また、ぐあいが悪いときの対処の仕方は、やはり非常にあいまいなのですね。ですから、まつ毛エクステンションも止められないことかもしれないと思うのですけれども、今、より安全にするためにはということから、そういう技術者といいますか、養成する課程において、もう少し医学的な面とか、衛生学的な面に前向きに取り組んでいただきたいと思いますし、時には、ある程度ストップして、既存のその技術をそちらで学んだ人たちに再研修をした上で再開するくらいのことがないと、今後、非常に怖いなという印象を持っております。

○雛元氏 当然、今おっしゃるとおりですけれども、当協会では、ドライヤーとかといったものは使用したことはありませんけれども、眼科医の先生に御相談して、当協会が定める消毒衛生にかかることですけれども、まず1つは、カット、パーマ等の頭髪の施術場所とは別の場所で、掃除の行き届いた場所でさせていただきます。特に、動物は絶対に入れません。空気清浄機を設置しております、空気の換気はまめにしております。紫外線消毒器の設備をしていますので、使用する商材はすべて消毒したものを使用しています。各ワゴンに消毒剤も常備し、什器も、手洗いは当然のことながら、手も指も消毒をまめにさせていただきます。お客様の背中及び頭の部分が触れる部分のシーツ等は、隨時交換して使い捨てにしていますし、目を拭くコットン等は、消毒だけではなく、滅菌されたコットンも使用しています。土足は待合までとしまして、施術場所には上履きに履き替える。そういった衛生面にはできるだけ気をつけて、特に目にかかる一番大切なところですから、そこは協会の方では、強く指導はさせていただいています。

○倉田座長 今おっしゃったようなことを、やる前の準備とか、終わった後の処理とか、紫外線だけではだめなので、いろいろなことをどんなふうにやっているか、その手順を書

いたものはありますか。明日出してもらえるようなものは。

○雛元氏 あります。

○倉田座長 それを是非いただきたいですね。

私は感染症学の専門家ですが、ここは非常に大事なところでね。何も起きないことは私にはあり得ないと思っているのですね。今、雛元さんのところの傘下の三千三百何人の中でも何でもないということは、私はちょっと信用できないのですが、相当なことが起きているのではないかと思うのです。毛をつなげるためのいろいろな溶媒とかありますね。一滴角膜に落ちるや、それなりに障害が起きるわけで、何もないということはないのではないかと。私は病理学者ですから、すべて疑うふうにしつけられています。ですから、そういう問題はどこまできちんと教育されているかということと、医学的な教育をとことん受けても、なかなかそういうところの問題は結構難しいので、はっきり言いますと、素人の方が始めて、どのくらい、何か月ぐらいで実際にそういうことをやるかは私は知りませんが、どのような教育をどうしてこうなるかという、時間的なことやいろいろ、今日お話をされた中では、我全然読めないのですね。ですから、そのところを、是非、書かれたもので結構ですから、事務局にお出しいただけだと、我々は理解しやすいかなと思いますけれども、お願ひできますか。

○雛元氏 わかりました。

確かに3,000名以上の卒業生はいるのですけれども、卒業生は一応会員で登録していますが、実際に、その3,000名すべてが開業されたりとか、もしくはおやめになっている方もおられるとは思いますので、そのところはまだ把握できないところがあります。年に4回、関西・関東で2回ずつですけれども、当協会のレベルチェック及びセミナーを開催して、使用商材の衛生管理審査とか、技術の安全性、まつ毛エクステンション施術に関する指導を、レベルチェックテスト概要を基準としたものを学ぶこともできますし、指導をしておりますので、先ほどおっしゃったように、すぐにその資料をそろえて提出したいと思います。

○倉田座長 お願ひします。

ほかに何かござりますか。

○鈴木臨時構成員 そのサロンを開く場合、床面積とか、設備とか、そういうようなものをどこかに出して、そして、許可をもらってやれるものなのか、それとも、自分で開業したいということで、どこかマンションなり、空いている空きビルの一角をそういうふうにやっているのかということを1つと。

それから、その技術者になる場合、どこでその技術のチェックをして、時間数だけ研修したところで、器用・不器用もありますし、やる気ある人とない人とのでは、その時間数だけやれば、その技術が伸びるというものでもないわけですから、その辺、どういう技術のチェックをして、そして、お客様に施術をするのか、その辺を教えていただきたいと思います。